



# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援情報一覧

支援などを受けるにはいくつかの条件があります。詳しくは各問合せ先にご確認ください。  
また、紹介したものの以外にも様々な支援制度がありますので、気軽にご相談ください。

## どこに相談すればいいかわからない場合は

**富士市地域産業支援センター「Beパレットふじ」 ☎52-6777**

受付時間／8:30～12:00、13:00～17:15（土・日曜日、祝休日を除く）

ところ／中央図書館分館 2 階

相談員／富士商工会議所職員（月・火曜日）、富士市商工会職員（木曜日午前）、  
富士信用金庫職員（水曜日・木曜日午後）、静岡県よろず支援拠点出張相  
談（金曜日）

事業者

**富士市ユニバーサル就労支援センター ☎64-6969**

受付時間／8:30～17:15（土・日曜日、祝休日を除く）

ところ／フィランセ東館 1 階

個人

支援情報について詳しくは、  
市ウェブサイトでもご覧  
いただけます。

こちらから▶



富士市 コロナウイルス 🔍 検索

## 【事業者向け給付金など】

※記載がない場合、問合せ先の受付は平日のみ。

名称	内容	問合せ
事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上が、平成30年11月～令和3年3月の任意の同月と比較して30%以上減少した中小法人・個人事業者へ支援金を給付します。 申請期限／令和4年5月31日（火）（事前確認は5月26日（木）まで）	事業復活支援金相談窓口 ☎0120-789-140 （土・日曜日、祝休日を含む8:30～19:00）
静岡県中小企業等事業継続応援金	まん延防止等重点措置の適用の影響により、令和4年2月・3月の売上が令和元～3年の任意の同月と比較して20%以上30%未満減少した県内の中小法人・個人事業者（県の協力金対象者は除く）へ応援金を給付します。 申請期限／令和4年6月30日（木）※事業復活支援金との併用不可。	静岡県中小企業等事業継続応援金コールセンター ☎0120-371-060 （土・日曜日、祝休日を含む9:00～17:00）
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、休業することになった中小企業及び大企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）をもらうことができなかった人に支給します。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
富士市経済変動対策貸付資金	静岡県経済変動対策貸付の利子補給を市が行うことで、低金利で融資を受けられます。	市内各金融機関 産業政策課（市役所5階） ☎55-2952
新型コロナウイルス対応マル経融資	マル経基準金利（変動利率）を、当初3年間は富士市が利子補給を行い、実質金利は0%になります。	富士商工会議所 ☎52-0995 富士市商工会 ☎71-2358
小規模事業者持続化補助金	補助金額／上限50万円 補助率／3分の2（通常枠） 応募締切／令和4年6月3日（金）（通常枠の8次締切） ※通常枠のほか、賃金引き上げ枠、創業枠などの特別枠もあります。	富士商工会議所 ☎52-0995 富士市商工会 ☎71-2358
事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等を目指す中小企業等を支援します。 対象／中小企業、中堅企業（通常枠ほか） ※第6回公募の受付開始は令和4年5月下旬～6月上旬予定。受付期間は令和4年6月30日（木）まで。	事業再構築補助金事務局コールセンター ☎0570-012-088（ナビダイヤル） ☎03-4216-4080（IP電話） （日曜日、祝休日を除く9:00～18:00）
雇用調整助成金の特例措置	雇用する労働者に休業・教育訓練を行い、休業手当・賃金を支給した場合、支給した金額を助成します（支給率や上限額あり）。 対象／新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主 内容／特例措置の内容説明、支給申請方法の説明 など	雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999 （土・日曜日、祝休日を含む9:00～21:00） ハローワーク富士 ☎51-2151
国税・県税・市税の納税猶予	納税が困難な場合、右記の問合せ先にそれぞれご相談ください。	国税 富士税務署 ☎61-2460 県税 富士財務事務所 ☎65-2112 市税 収納課（市役所3階） ☎55-2730

【個人向け生活支援】

※問合せ先の受付は平日のみ。

こんなときは	名称	内容	問合せ
住民税非課税相当の収入になっている世帯	給付 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	令和3年度住民税非課税世帯等及び、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入になっている世帯に対して給付金を支給します。 給付金額／1世帯当たり10万円 申請方法／令和4年9月30日(金)までに、住民税非課税世帯等は送付した確認書又は申請書の返送、家計急変世帯は、申請書と必要書類を提出 ※住民税非課税世帯等の対象と思われる人で、案内(確認書または申請書)が届かない場合はお問い合わせください。	富士市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎050-5211-6074 (土・日曜日、祝休日を除く8:30~17:15)
収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要	特例貸付 緊急小口資金	貸付金額／10万円または20万円 据置期間／1年以内 償還期間／2年以内 受付期間／令和4年6月末日まで 無利子	富士市社会福祉協議会 ☎64-4649 ※相談は要予約です。
収入の減少や失業などのため、生活の立て直しが必要	特例貸付 総合支援資金(生活支援費)	貸付金額／単身の場合：月15万円以内、2人以上の場合：月20万円以内 貸付期間／原則3か月以内 据置期間／1年以内 償還期間／10年以内 受付期間／令和4年6月末日まで 無利子	富士市社会福祉協議会 ☎64-4649 ※相談は要予約です。
	給付 生活困窮者自立支援金	総合支援資金の再貸付終了などにより、新たに特例貸付を利用できない世帯で、収入・資産・求職活動などの要件を満たす世帯に支給します。 給付金額／最大月額10万円(3人以上の世帯の場合) 支給期間／3か月 受付期間／令和4年6月末日まで	生活支援課(市役所4階) ☎55-2886
離職・廃業・休業等により収入が減少し家賃の支払いが困難	給付 住居確保給付金	給付金額／家賃実費分。上限あり(世帯人数により金額は異なります。単身世帯：3万7,000円、2人世帯：4万4,000円、3人世帯：4万8,000円など) 支給期間／原則3か月	富士市ユニバーサル就労支援センター ☎64-6969
経済的な事情などで困窮している	給付 「生理の貧困」支援事業	経済的な事情などで困窮している女性に対し、生理用品を無償で配布しています。女性職員が対応しますので、お気軽にお越しください。 配布場所／こども家庭課、こども未来課またはフィランセ東館1階の富士市社会福祉協議会、富士市ユニバーサル就労支援センター	生活支援課(市役所4階) ☎55-2886 こども家庭課(市役所4階) ☎55-2763
納税等が困難(財産に相当な損失が生じた場合や、自身や家族が罹患・廃業・休業・利益が減少した場合など、それぞれ一定の要件があります)	免除 国民年金保険料の免除申請	国民年金保険料が免除される場合があります。 申請方法／免除申請書に所得の中立書を添付して提出	富士年金事務所 ☎61-1900
	減免 介護保険料の減免	令和4年4月1日~令和5年3月31日に納期限を迎える65歳以上の人の介護保険料を減免します。 申請方法／申請書と世帯の主たる生計維持者の収入・罹患・廃業などの状況が分かる書類などを提出	介護保険課(市役所4階) ☎55-2766
	減免 国民健康保険税の減免	令和4年4月1日~令和5年3月31日に納期限を迎える国民健康保険税を減免します。 申請方法／申請書と世帯の主たる生計維持者の収入・失業・罹患などの状況が分かる書類などを提出	国保年金課(市役所3階) 国民健康保険被保険者は ☎55-2752 後期高齢者医療被保険者は ☎55-2754
	減免 後期高齢者医療保険料の減免	令和4年4月1日~令和5年3月31日に納期限を迎える後期高齢者医療保険料を減免します。国保年金課高齢者医療担当にご相談ください。	
	猶予 水道料金・下水道使用料の支払い猶予	支払いが困難な場合、上下水道営業課にご相談ください。 猶予期間／最長4か月	上下水道営業課 (県富士総合庁舎6階) ☎67-2827
猶予 市税の納税猶予	個人住民税・固定資産税など市税の納税が困難な場合、収納課にご相談ください。	収納課(市役所3階) ☎55-2730	
解雇等により、住居を失った	支援 市営住宅への一時入居	解雇等により、居住している住居から退去しなければならないまたは退去した人に対して、市営住宅への一時入居の支援をします。 住居提供期間／最長1年 使用料／各部屋の最低家賃(光熱水費・共益費は自己負担) 申請方法／住宅政策課または県住宅供給公社にご相談ください ※敷金は免除。連帯保証人は不要ですが、緊急連絡先は必要です。	住宅政策課(市役所7階) ☎55-2843 県住宅供給公社 (市役所5階) ☎55-2817
小・中学校の教育費用に困る	支援 就学援助	経済的な理由から子どもの義務教育に支障があると認められる保護者に対して、学用品費・給食費・医療費などを援助します。 申請方法／子どもが就学している小・中学校にご相談ください	学務課(市役所7階) ☎55-2868